

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【公 告】

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
 - 一般競争入札の実施
 - 都市計画事業の施行に関する周知のための措置
 - 道路の位置の指定
- 【公安委員会】
- 警備業法に基づく検定
 - 〃 生活安全企画課
- 県民生活交通課
道路建設課
都市計画課
建築指導課

目次

担当課（室）

〔二六七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人愛逢傘奉仕会

三 代表者の氏名

笹井 和子

四 主たる事務所の所在地

井原市木之子町九三番地二

五 定款変更の内容

新たに特定非営利活動に係る事業として、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業及び一般乗用旅客自動車運送事業（福祉事業限定）を行うこととする。

〔二六八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十六年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 入札に付する事項

(1) 工事名

公共 道路工事 (八島田トンネル (仮称))

(2) 工事場所

岡山県和気郡和気町宇生から赤磐市八島田まで

(3) 工事概要

地域高規格道路 美作岡山道路 (県道 岡山吉井線) に計画されている八島田トンネル (仮称) を建設する。

トンネル 延長 1,248メートル

幅員 7.0 (9.5) メートル

内空断面積 62.24平方メートル

工法 NATM工法

掘削方法 発破掘削

(4) 工期

この入札により締結する契約に係る岡山県議会 (以下単に「議会」という。) の議決のあった日から平成29年7月31日まで

(5) 上記の工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する岡山県建設工事総合評価札方式要領 (平成19年6月1日施行) 第3条の対象工事である。また、岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領 (平成19年6月1日施行) 第2条の対象工事である。

2 入札に参加することができる者の資格

入札に参加することができる者は、共同企業体 (3社で構成するものに限る。) とし、その構成員が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

(1) 共同企業体の全ての構成員が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4に規定する者でないこ

と。

イ 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領（平成 9 年岡山県告示第 258 号。以下「審査要領」という。）第 7 条の規定により土木一式工事に係る入札参加資格を有すると認められる者であること。

なお、審査要領第 7 条の規定による土木一式工事に係る入札参加資格を有すると認められていない者については、平成 26 年 7 月 2 日までに、平成 26 年岡山県告示第 184 号（建設工事の契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等）に基づき、土木一式工事に係る申請手続を行い、入札参加資格を有すると認められた上で、1 に掲げる工事（以下「本件工事」という。）の競争参加資格確認申請を行うこと。

入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先

(ア) 岡山県ホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/page/385232.html>

(イ) 次の場所に提出すること。

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

岡山県土木部監理課建設業班

電話 (086) 226-7463

ウ この公告の日から落札者が決定する日までの間、知事から岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成 13 年岡山県告示第 404 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

エ この公告の日から落札者が決定する日までの間、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和 63 年 2 月 1 日施行）に基づく指名除外（以下「指名除外」という。）を受けていないこと。

オ この公告の日から落札者が決定する日までの間、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない。以下「営業停止命令」という。）を受けていないこと。

カ この公告の日から落札者が決定する日までの間、法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）が有効期間内であること。

キ 競争参加資格確認申請書の提出時点における最新の経営事項審査の総合評定値

岡山県公報 第11589号 平成26年6月3日

(土木一式工事に限る。)が1,050点以上であること。

ク 法第3条第1項の規定による特定建設業の許可(土木一式工事に係るものに限る。)を有していること。

ケ この公告の日から落札者が決定する日までの間、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。以下「更正手続等開始の申立てがなされている者」という。)でないこと。

コ 岡山県が発注した土木一式工事のうち、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に完成させた工事がある場合、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領(平成13年1月1日施行)及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領(平成14年4月1日施行)による評定点の平均点が63点以下でないこと。

なお、岡山県企業局工事成績評定及び通知要領による評定点については、平成24年4月1日以降に発注した工事に係るものに限る。

サ 本件工事に係る設計業務等の受託者でないこと。

シ 本件工事に係る設計業務等の受託者と資本又は人事面において次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

なお、「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、パシフィックコンサルタンツ株式会社及び八千代エンジニアリング株式会社である。

(ア) 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
ス 当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上であること。

セ 本件工事について2以上の共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 共同企業体の代表者が、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

ア 競争参加資格確認申請書の提出時点における最新の経営事項審査の総合評定値(土木一式工事に限る。)が1,200点以上であること。

イ 当該共同企業体への出資比率が構成員中最大であること。

ウ 平成11年度以降に元請負人として、延長900メートル以上の道路トンネルをN

ＡＴＭ工法により施工（平成11年度以降に発注されたものに限る。）した実績を有すること。

なお，共同企業体構成員としての実績は，当該共同企業体の代表者として施工したものであり出資比率が20パーセント以上のものであること。

(3) 配置予定技術者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。なお，競争参加資格確認申請を行う時に配置予定技術者を特定することができない場合には，複数の技術者（共同企業体の代表者が配置する監理技術者については3名まで，その他の構成員が配置する主任技術者については各3名まで。）を配置予定の技術者として競争参加資格確認申請を行うことができる。なお，この場合において，落札者となった者は，本件工事に配置予定技術者として申請した複数の技術者の中から本件工事に配置する技術者を本件工事請負契約に係る議会の議決の時までに特定すること。

ア 本件工場の工事現場に，法第26条に規定する監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で配置することができること。また，監理技術者は共同企業体の代表者が配置し，主任技術者はその他の構成員が構成員ごとに1人ずつ配置すること。

イ 本件工事は，議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡山県条例第2号）第2条の規定により議会の議決を経なければならない工事であり，現場施工の着手について平成26年12月下旬以降を予定していることから，配置予定技術者である監理技術者等が競争参加資格確認申請時において他の工事に従事中のときは，従事中の工事に係る工期の終期が平成26年11月30日以前であること。

ウ 競争参加資格確認申請を行う時点において，岡山県が行う入札以外の入札で配置予定の技術者として入札への参加を行っている技術者でないこと。

また，本件工事に配置する予定の技術者を，本件工場の落札決定があるまでは，岡山県以外の者が発注する工事の配置予定技術者とすることはできない。

なお，岡山県が行う入札においては，1人の技術者で参加できる入札案件は3件までに限るが，岡山県が発注する工事に同一の技術者を配置予定技術者として競争参加資格確認申請を行った場合（複数の技術者を配置予定技術者として競争参加資格確認申請を行った場合において，イに掲げる日までに監理技術者等が専

任で配置できる場合を除く。)において、他の工事について先に落札決定があった場合も、配置予定技術者とすることはできない。

エ 法第7条第2号又は第15条第2号の規定により法第3条第1項の営業所に専任で配置している技術者でないこと。

オ 本件工事の競争参加資格確認申請日以前に3月以上の雇用関係があること。

カ 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。

キ 監理技術者は、平成11年度以降に、延長900メートル以上の道路トンネルをN A T M工法により施工（平成11年度以降に発注されたものに限る。）した経験を有しているものであること。

なお、共同企業体構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上のものであること。

ク 監理技術者等は、1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有している者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書及び設計図書の配布期間及び配布方法

ア 配布期間

平成26年6月3日午前10時から同年8月25日まで

イ 配布方法

岡山県入札情報サービスからダウンロードすること。

ホームページアドレス http://cals-eb.pref.okayama.jp/OKV/PPI_P/

(2) 競争参加資格確認申請書

本件工事の入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める競争参加資格確認申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出すること。

ア 提出期間

平成26年6月3日午前10時から同年7月16日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出方法及び場所

次の場所に持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）

号 9 8 5 1 第 報 公 岡 山 県 岡 山 県 公 報 第 1 1 5 8 9 号 平 成 2 6 年 6 月 3 日

により提出すること。

〒709-0492 岡山県和気郡和気町和気487-2

岡山県備前県民局建設部美作岡山間道路建設班

電話 (0869) 92-5175

(3) 技術資料

本件工事の入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める技術資料及び関係書類（以下「技術資料等」という。）を次のとおり提出すること。

ア 提出期間

平成26年6月3日午前10時から同年8月19日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出方法及び場所

次の場所に持参又は郵送等により提出すること。

〒709-0492 岡山県和気郡和気町和気487-2

岡山県備前県民局建設部美作岡山間道路建設班

電話 (0869) 92-5175

(4) 入札書の提出方法等

ア 提出期間

平成26年8月26日午前9時から午後4時まで

ただし、郵送等による入札書の受領期限は、平成26年8月25日午後4時

イ 提出方法及び場所

次の場所に持参又は郵送等により提出すること。

〒700-8604 岡山県岡山市北区弓之町6-1

岡山県備前県民局地域政策部総務課

電話 (086) 233-9802

(5) 開札の日時及び場所

ア 開札の日時

平成26年8月26日午後4時30分

イ 開札の場所

岡山県岡山市北区弓之町6-1

岡山県備前県民局別館入札室

岡山県公報 第11589号 平成26年6月3日

(6) 契約担当者及び契約条項の開示

ア 契約担当者

岡山県備前県民局長 海老塚聖也

イ 契約条項開示の期間

平成26年6月3日午前10時から同年8月25日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

ウ 契約条項開示の場所

(4) イの場所

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上。ただし、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第133条に該当すると認められる者については免除することがある。

イ 契約保証金

契約金額の100分の10以上。ただし、利付国債の提供又は岡山県が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札に係る入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消す。

ア この公告及び本件工事に係る入札説明書で示した入札参加資格のない者のした入札

イ 申請書等又は技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 技術資料等を提出していない者のした入札

号 9 8 5 1 第 報 公 山 岡 日 3 月 6 年 2 6 平 成

- エ この公告及び本件工事に係る入札説明書で示した条件に違反した入札
- オ 岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札
- (4) 落札者の決定方法

ア 技術資料等が適正に提出された者に対しては、標準点を与え、さらに、技術資料等の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点は100点とし、加算点の最高得点数は45点とする。

イ 総合評価は、標準点とアによって得られた加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ウ 岡山県財務規則第137条第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い入札者を落札者とする。

ただし、岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格を下回る入札を行った者がある場合は、当該入札価格によって、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

- (8) 詳細は、入札説明書による。

- (9) その他

ア 申請書等及び技術資料等の提出された書類は、返却しない。

イ 本件工事の契約の締結に当たっては、議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経なければならないため、落札者決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が

成立することとなる。ただし、落札者決定から議会の議決を経るまでの間に、共同企業体の構成員のうちいずれかが、指名停止、指名除外若しくは営業停止命令を受けたとき、更生手続等開始の申立てがなされている者となったとき又は本件入札に関し岡山県談合情報対応マニュアル（平成7年6月1日制定）に基づき談合の事実が確認され、本件入札が無効とされたときは、仮契約を締結しないこと又は締結した仮契約を解除することがある。

5 Summary

- (1) Title of Contracted Construction Project:
Public Road Construction (Yashimada Tunnel [proposed name])
- (2) Submission Deadline for Application Forms and Qualifying Documents:
4 P.M. 16 July, 2014
- (3) Submission Deadline for Technical Documentation and Relevant Documents:
4 P.M. 19 August, 2014
- (4) Tender form submission deadline:
Tenders submitted in person between 9 A.M and 4 P.M. 26 August, 2014.
Tenders submitted via post by 4 P.M. 25 August, 2014.
- (5) Submission Deadline for Tenders: 4:30 P.M. 26 August, 2014
- (6) Inquiries Relating to Tender Documentation: General Affairs Division,
Department of Regional Policy, Bizen General Services Bureau, 6-1
Yuminocho Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8604, Japan
Tel: (086) 233-9802

平成26年6月3日 岡山県公報 第11589号

〔二六九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通大臣から次のとおり都市計画事業の認可があつた。

平成二十六年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画事業の種類及び名称

岡山県南広域都市計画道路事業三・三・倉三百五連島呼松線

二 施行者の名称

岡山県

三 事務所の所在地

倉敷市羽島一〇八三（岡山県備中県民局内）

四 事業地の所在

倉敷市福田町古新田地内

平成26年6月3日 岡山県公報 第11589号

〔二七〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇〇三号 平成二十六年五月 二十三日	浅口市金光町占見新田七九五番九	四・八五	四五・五〇

◎岡山県公安委員会告示第七十八号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十六年六月三日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務（一級）	学科試験	平成二十六年九月五日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十六年九月二十日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

- 1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十条第三項第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

- 2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申

請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十六年七月二十八日（月曜日）から同年八月一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万四千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受検申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

平成26年6月3日 岡山県公報 第11589号

◎岡山県公安委員会告示第七十九号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十六年六月三日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種類等

警備業務の種類及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務（二級）	学科試験	平成二十六年九月五日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十六年十月四日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (3) その他
 - ア 県内に住所を有する者
住所地在岡山県内であることを疎明する書類 一通
 - イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの
従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十六年七月二十八日（月曜日）から同年八月一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万四千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受検申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。